

前項ノ報酬ハ月ノ初日ノ現在ニ依ル但シ月ノ中途ニ於テ組合員ト爲リタルモノニ付テハ其組合員トナリタル日ノ現在ニ依ル

第二十條 特殊ノ事由又ハ臨時ノ事故ニ因リ一時月俸ニ移動ヲ生ジタルモノナルトキハ掛金額ハ之ヲ改定セズ

〔第二十一條 略〕

第二十二條 月俸ノ支拂者ハ其支拂ノ時組合員タル職員ヨリ掛金ヲ徴收スルコトヲ得

〔第二十三條 略〕

第四章 給付

第二十四條 組合令第十三條ノ療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍左ノ如シ

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術、其他ノ治療
- 四 入院
- 五 看護
- 六 移送

前項第三號ノ療養ニシテ之ニ要スル費用一回二十圓ヲ超ユルモノ及第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

第二十五條 組合令第十一條第一項ニ規定スル期間ハ三月トス

第二十六條 本組合ニ於テハ組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ給付ヲ爲スモノトス

第二十七條 組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ療養費ノ支給ハ其療養ニ付組合ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

ノニ限ル但シ緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

〔第二十八條 略〕

第二十九條 療養ニ關係ナキモノト認めラルル費用又ハ必要ノ限度ヲ超ユルモノト認めラルル費用ニ付テハ療養費ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十條 故意又ハ重大ナル過失ニ依リ給付事由ヲ生ゼシメタルトキハ給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十一條 組合ハ必要アリト認めタルトキハ給付ヲ受クルモノノ診断ヲ行ヒ又ハ療養ニ關スル指揮ヲ爲スコトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル組合ノ診断ヲ受ケザルトキ又ハ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルトキハ給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十二條 組合員又ハ組合員タリシ者ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 給付金算定ノ基礎ト爲スベキ給料又ハ手當ノ日額ハ月俸ノ三十分ノ一トス

〔第三十四條 第三十五條 略〕

第五章 保健施設

第三十六條 組合ハ組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲メ左ノ施設ヲ爲スコトヲ得

- 一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設
- 二 健康診断ニ關スル施設
- 三 保養ニ關スル施設
- 四 健康者ノ表彰

五 其他健康ノ保持増進ニ關スル施設

第七章 會計

第四十一條 組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十二條 組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得用途ヲ指定シタル寄附ハ其目的以外ニ使用スルコトヲ得ズ

第四十三條 組合ノ財産ハ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナル銀行ニ預入レ信託會社ニ信託シ又ハ國債證券ヲ以テ之ヲ保有スルコトヲ得

〔第四十四條 略〕

第四十五條 組合ノ事業成績及收支決算ハ毎年度之ヲ組合員ニ公表ス

附則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

文部省體育局官制の公布

國民體位向上ノ要望に則應して文部省に於ては從來の體育課を體育局に昇格することとなつたが、その官制は昭和十六年一月八日付官報を以て次の如く公布せられた。

文部省官制中改正 (昭和十六年一月七日勅令第十九號)

第二條第四號ヲ削ル

第三條中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム

第四條中「六局」ヲ「七局」ニ改メ「社會教育局」ノ次ニ「體育局」ヲ加フ

第六條ノ六ヲ第六條ノ七トシ同條中「文部事務官專任

十三人」ヲ「文部事務官專任十四人」ニ改メ第六條ノ五

ヲ第六條ノ六トシ第六條ノ四ヲ第六條ノ五トス

第六條ノ四 體育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學校ニ於ケル體育運動ニ關スル事項

二 學校ニ於ケル武道ニ關スル事項

三 學校ニ於ケル教練ニ關スル事項

四 其ノ他學校ニ於ケル體育訓練ニ關スル事項

五 學校ニ於ケル衛生ニ關スル事項

第十條中「體育官專任六人」ヲ「體育官專任八人」ニ、

「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任八人」ニ改ム

第十一條中「專任百六十五人」ヲ「專任百六十九人」ニ改

ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十一年十月二十日公布勅令第二百七十九號文部省

官制抄録

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノノ外左

ノ事務ヲ掌ル

四 學校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事項

第三條 文部省專任書記官ハ十四人ヲ以テ定員ト

ス

第四條 文部省ニ左ノ六局ヲ置ク

(左記略ス)

第十條 文部省ニ體育官專任六人ヲ置ク委任トス學

校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 屬及技手ハ通シテ專任百六十五人ヲ以テ

定員トス

國民體力審議會の花柳病豫防法改正
に關する答申

花柳病豫防法改正に關する厚生大臣諮問は厚生省内
國民體力審議會に於て昨昭和十五年九月以降審議され
てゐたが、同年十二月十二日總會に於て答申案の最後
的決定をみるに到つた。諮問、答申及び特別委員會委
員氏名を掲ぐれば以下の如くである。

花柳病豫防法改正に關する特別委員

- | | |
|-------|-------|
| 金杉英五郎 | 三木良英 |
| 中野太郎 | 林春雄 |
| 下村宏 | 赤木朝治 |
| 高木喜寬 | 北島多一 |
| 河合龜太郎 | 吉田彌生 |
| 勝田永吉 | 龜井貫一郎 |
| 高野六郎 | 藤原孝夫 |
| 秋山要 | |

諮 問

社會ノ現状ニ鑑ミ花柳病豫防法中改正ヲ要スル點如
何

花柳病豫防法改正に關する諮問答申

花柳病豫防法は之を性病豫防法と改稱し別紙要綱の如
く改正するを適當と認む

尙左記事項は性病豫防上極めて重要なるを以て其の實
施に關し速に適當なる措置を講ぜられんことを望む

一 結婚に依る病毒の感染を防止する爲結婚に際し
健康證明書を交換せしむる風習を勵致すると共に
健康結婚に關する法規の制定を考慮すること

二 母性乳幼児保護の見地より妊婦をして妊娠五箇
月以前に醫師の健康診断を受けしむることを勵行
せしめ微毒に因る流早死産、乳幼児死亡及先天微
毒を防止すること

三 學校教育に於て本病の恐るべきことを知らしむ
ると共に國民に對し一層豫防思想の徹底に努むる
こと

性病豫防法案要綱〔別紙〕

第一 本法に於て性病と稱するは微毒、淋病、軟性下
疳及鼠蹊淋巴肉芽腫症を謂ふこと

第二 醫師性病患者を診断したるときは命令の定むる
所に依り傳染の危険、傳染防止の方法及第十三に規
定する事項を指示すべきこと

前項の規定に依り指示を受けたる者は其の指示に従
ひ傳染防止の方法を行ふべきこと

第三 性病患者は速に醫師の治療を受くべきこと

性病患者の保護者は其の患者をして速に醫師の治療
を受けしむべきこと

前項の保護者の範圍は命令を以て之を定むること

第四 地方長官は性病豫防上必要ありと認むるときは
左の事項を行ふことを得ること

一 業態上病毒傳播の虞あるものとして命令に依り
指定せられたる者に對し健康診断を施行し又は其
の者をして指定したる醫師の健康診断書を提出せ
しむること

二 業態上病毒傳播の虞ある性病患者に對し其の從